

福島県史料情報

第71号 令和7年(2025)2月



『伊豆国海島風土記』巻六(安井健夫家文書(その1)130)

二本松藩士安井時明と『伊豆国海島風土記』

安井時明(一八一九〜一八八六)は、幕末の二本松藩大目付や江戸詰の御用人などを歴任した三五〇石取りの武士で、通称を「九左衛門」と称した。また、時明は二本松藩のなかでは国学にも明るく、「笹舎静枝」という雅号を持つ歌人でもあった。

安井健夫家文書は主に江戸時代の和本からなり、その多くは時明の関心に従って江戸で精力的に蒐集されたものである。とりわけ地誌・地図を含めた名所図会類についての関心は高く、『都名所図会』をはじめとして十種類・五十八冊を数える。

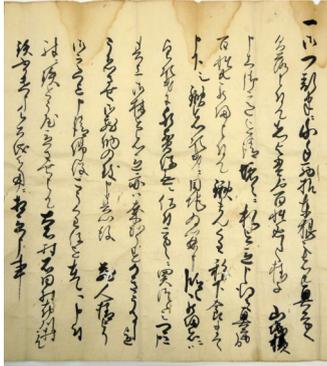
そのうち安井時明の蔵書印がある『伊豆国海島風土記』は、十九世紀中期頃の書写本を求めたものとみられる。同書は『伊豆海島風土記』『海島風土記』ともいい、伊豆諸島に関する彩色の地誌で、六卷三冊からなる。幕府御普請役佐藤信行と葦山代官江川英征手代の吉川秀道は、幕府の命により天明元年(一七八二)から翌年にかけて伊豆七島を巡見し、その報告書として『七島巡見志』と『伊豆海島風土記』を著している。

巻一では、八丈島・八丈小島・青ヶ島、巻二では大島・三宅島・新島・神津島・御蔵島・利島の順に、各島の位置・風土・歴史・民俗・生業・慣習・災害などについて記され、彩色された島の絵図が各島の最初に掲げられている。巻三は諸木、巻四は草芝、巻五は薬品艸木、巻六は魚・鳥・海藻で、彩色された図・呼称・生態・利用方法などが記されている。

右の鳥は、八丈島で「シラブ」と呼ばれていたアホウドリで、島の人は捕らえて食用とし、味は魚肉に似ており、トキも同様の味であったという。さらに、南海の無人島にはアホウドリが群棲しており、明治時代になると輸出用の羽毛を求めてバード・ラッシュの舞台となるのである。(渡邊 智裕)

上杉景勝領における
逃散百姓の還住方策

慶長五年(一六〇〇)九月の関ヶ原合戦以前から徳川家康方の伊達政宗は、旧領である信達地域で勢力拡大を狙い、石田三成方の上杉景勝との間で散発的な戦闘が繰り返された。この局地戦は、景勝が米沢へ移封される慶長六年まで続いたのである。東根郷担当の信達四郡役であった先代の堀江与五右衛門は、上杉方の築川城代須田長義の先駆けとして活躍し、堀江家が興隆する契機となった。信達地域ではこれらの戦いを「御一乱」と呼び、人々の間で長く記憶に留められていたのである。



我等之事(55) 文書家 樹正 堀江 申立御事 万治三年三月七日付

乱のため逃げる民衆の姿や逃散百姓を還住させようとする先代与五右衛門の働きが具体的に記されている。小手・西根・東根の各郷の者たちは、戦乱を避けて安全な山奥の方へと逃げてしまった。先代の与五右衛門は、百姓を還住させるための具体的な方策を上杉家執政の直江兼続へ上申し、了承を得て次のような手立てを講じたのであった。

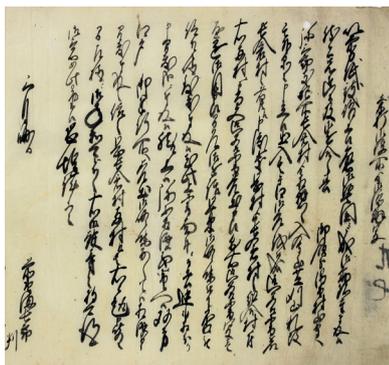
先代の与五右衛門は高札を境々に立てて、逃散した百姓層に対して以前に住んでいた村への還住を促したのである。逃散していた百姓たちはその高札を見て、山奥より徐々に元の村へ帰ってきた。先代の与五右衛門は、その百姓層が支障なく農業に従事できるように鋤・万鋤・種粃・食糧などを与え、開墾したいだけ田地を開くことを許可したのである。さらに、還住した者たちに対して肝煎役を免除し、農業に必要な堰や堤を構築させた。また、御林を設定し、桑・楮・柿・漆などの商品作物を植えさせ、その税を米沢藩へ納めさせている。それ以後は米沢藩の福島奉行平林正恒の承諾を得て、綿役や紅花役を村々へ賦課したのである。

曼鬼武・感和亭鬼武こと
前野満七郎の足跡

前野満七郎は、ふくしまゆかりの江戸後期の文化人で、従来の研究によれば、以下のような人物である。下役人を務めた傍ら、山東京伝らに師事。狂歌師・戯作者として活躍し、十返舎一九らと交わる。寛政期は曼鬼武などと名乗り、主に葛屋重三郎の出版物に関わった。寛政六年(一七九四)〜享和元年(一八〇一)の活動空白期後は、感和亭鬼武とも名乗り、『自来也説話』をはじめとした読本などを多数手がけた。

ふくしまとの由縁は、代官の属僚として寛政前期に桑折へ赴任したことによる。曼鬼武撰『狂歌仁世物語』(寛政四年正月刊)の鬼武の陸奥行きを詠む狂歌から、刊行前に赴任を経験したといえるが、その後の官歴は不詳である。本稿で、主に地方文書に残る官吏の足跡を列挙したい。

まず、伊達郡伏黒村(現伊達市)富田家の貸金明細書(『伊達町史』第五巻)に、陣屋詰役人として名が見える。岸本弥三郎の代官在任期と干支から、寛政四年十一月十八日・同六年九月二十九日のことである。つぎに、信夫郡中野村(現福島市)「御用留帳」(庄司家文書I一〇四八)の四月五日付先觸。代官



桑折御役所右御添翰写(部分、旧湯野村文書(その1) 312)

廻村を順達しており、差出人「岸本弥三郎手代前野満七郎」と文中の「當寅」により、寛政六年史料である。さらに、桑折陣屋役人として刈谷藩湯野陣屋(現福島市)役人に送った、三月晦日付「栗折御役所右御添翰写」(旧湯野村文書(その一)三二二)がある。文中に「弥三郎支配所」、端裏書に「卯三月晦日」とあり、寛政七年史料と推定される。なお、仙台藩土玉蟲家の「日記」寛政七年正月二十三日条に、「岸本弥三郎殿御手代前野満七郎」が貸付金取立の件で仙台を訪ねたとある。整理すると、寛政四・六・七年史料で前野満七郎を確認し、役職は手代である。桑折陣屋詰の立場から史料に現れており、少なくとも寛政六・七年は長く在陣したのであろう。本稿の官吏の足跡が、文化人活動空白期間と重なる点は興味深い。事例を積み上げれば、前野満七郎の実像解明の一助となるだろう。(小野孝太郎)

陸奥国での文政期舶来のラクダの見世物巡業

文政七年(一八二四)秋、翌八年春に、江戸で初めてラクダの見世物興行が行われ、大盛況であったとされている。ラクダは、文政四年にオランダ船により長崎へ舶来した、つがいのヒトコブラクダである。同六年に見世物巡業が始まり、大坂・京での興行を経て江戸に至り、以後約十年に亘り諸国を巡った。その旅路は部分的にしか分からず、例えば、江戸興行後は、文政八年七月奥州道中大田原宿(現栃木県大田原市)興行と、同年十二月下総国豊田郡水街道村(現茨城県常総市)興行が判明しているが、途中は不明である。北関東の巡業の合間に、陸奥国を巡った事例を示し、ラクダ興行がどう迎えられたか明らかにしたい。

伊達郡町飯坂村(現川俣町)渡辺家の日記「年鑑」(渡辺弥平治家文書四六五)に、文政七、八年の出来事としてラクダの番付が写されており、以下はその内容である。文政四年オランダ人が長崎に連れて来て、

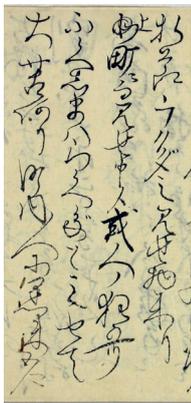
同七年閏八月江戸に下り両国で見せる。ハルシヤ国産(正しくはアラビア産)で、名はカメエル、和名駱駝。高さ九尺・長さ二間。姿は馬に似て、頭は羊に似る。頭は長く、耳は垂れ、

脚に三つ節があり曲がる。四、五駄を背負って一日に六十里ほど歩く。

江戸興行以降に作られた番付であり、同じく「年鑑」(前掲文書四六六)の文政八年八月末・九月初の間で、その書写に言及している。さらに、ラクダはこの辺りまで見世物に来ており、馬二匹分位と大きく、誠に珍しいとある。詳述されておらず、伝聞による記述である。

つぎに、信夫郡瀬上村(現福島市内池家が記した「年表録」(内池輝夫家文書一二〇)もラクダに触れている。同年八月中旬以降のことで、ラクダの見世物が福島城下の上町で行われたとある。そして、或人の狂歌「ふくしまはらくだもみせて大苦あり町内人に黒米五合」が続く。ラクダ見世物と、当時の凶作に対する福島藩の玄米施与を詠み、「楽」「苦」を対照させて皮肉を込めている。

文政期舶来のラクダの見世物巡業は、少なくとも文政八年八月に陸奥国は福島まで至った。ラクダに関心が高まる一方、折悪しく大凶作の最中で、逆風下の興行となったとみられる。陸奥国の事例の掘り起こしが続くことを期待する。(小野孝太郎)



内池輝夫家文書(部分、120)

鑄物師へ与えられた仮の許状

地下官人(朝廷の下級役人)真継家は、近世を通じて、三都など一部地域を除く全国の鑄物師を統括した。特に近世中期以降、真継家は関係をつんだ鑄物師へ鑄物師職を認める鑄物師職許状を交付していたことは知られる。その許状はおおよそ書式が定まっており、差し出しは真継家当主の官職名+氏姓(斎部宿禰)で、当主の花押や実名が刻まれた朱印が付されるのが一般的である。

しかし、真継家から白川郡常世北野村(現塙町)の近藤八兵衛へ宛てられた資料群の中に、通常のものとは様式が大きく異なる許状(近藤良平家文書一七八)が含まれている。当該史料は安政三年(二八五六)十二月付で、鑄物師職を「勝手次第」、つまり自由に行ってよいとの内容である。差し出しは真継家役所で、その下に印文「真継家」の黒印がみえる。内容面からは鑄物師職許状といっても差し支えないが、その様式は一般的なそれと符合しない。

この史料の位置付けとして推測しうるのは、正式な許状の交付以前に出された仮の許状ということである。鑄物師が真継家と接触してから鑄物師職許状を受領するまでに長い期間を要していたようで、その間の鑄物師職を実質的に許容する目的で発給されたものと考えられる。ちなみに、近藤八兵衛が真継家の支配に入ったのは安政四年十一月で、仮許状の交付から約一年後だった。

仮の許状であることは、八兵衛と真継家の関係構築を周旋した真継家御用達鈴木新兵衛が八兵衛へ宛てた書状(同三八三)からも窺える。安政四年と比定される十一月二十九日付で、その内容は、依頼の通り真継家より座法掟書(同一七九)を渡すが、鑄物師職許状は「昨年御渡し之仮御書物」が返却された上で交付するとある。「仮御書物」がすなわち仮許状を指すものと考えられる。

なお、当館収蔵の近藤良平家文書には、安政四年に発給されたであろう鑄物師職許状は見当たらない。推測の域を出ないが、何らかの理由によって仮許状が真継家へ戻されなかった可能性が高い。(片村峰雪)



〔真継家役所黒印状〕
(近藤良平家文書 178)

『太政官日誌』の黒塗り記事

『太政官日誌』とは、明治元年(一八六八)に創刊され、同十年に廃刊となった明治新政府の機関誌である。今日の『官報』の前身にあたり、当時の法令や人事などが掲載されていることから、明治維新史研究における基礎史料となっている。

その『太政官日誌』を通読していると、ときおり黒塗りの記事を目にすることがある。ここでは、明治四年二月刊行の『太政官日誌』明治辛未第八号(福島大学明治期布達集(その一)五)を素材として、その存在が意味するところを考えてみたい。

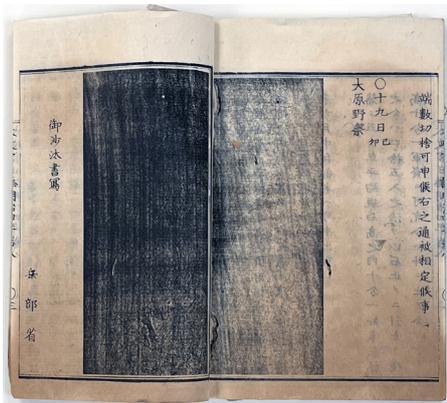
当該記事は「二月十九日己卯」欄のもので、「大原野祭」(京都の大原野神社で行なわれる祭礼)と兵部省の「御沙汰書写」の間が黒塗りとなっている。うつつらと板木の木目が見られることから、記事の印刷後に上から墨を重ねて抹消したのではなく、もともと何も彫られていなかったようだ。

つまり、編集担当者はこの部分に何らかの記事を掲載する予定で枠を確保したものの、諸事情により掲載には至らず、他の記事へと差し替えることもなく刊行したということになる。

このことから、『太政官日誌』では、いつ発行の号に何の記事をどの程度の大きさで掲載するかが事前に決められおり、予定された記事を掲載できない場合でも差し替えのため発行を延期することはしない方針であったと推察できる。

なぜそのような措置が取られたのかは、この当時の同誌の印刷方法が板木に文字を彫り込む整版であったことと関係している。整版では記事の挿入・削除・交換は板木の作り直しを意味するため、それを避けたのではないか。のちに板木に代わって組換可能な活字が導入されると黒塗り記事が見られなくなることも、その傍証となる。

『太政官日誌』の黒塗り記事の存在は、同誌の編集・出版が計画的に行なわれていたことを逆説的に示しているのである。(山田 英明)



太政官日誌 (福島大学明治期布達集(その1)5)

歴史資料館の一年

収蔵資料展は三回開催しました。水郡線応援「東白川郡の古文書―塙町常豊・高城地区編―」は四月二十日から七月十五日までの会期で、水郡線全線開通九十周年を迎えるにあたり、水郡線活性化を応援するため、水郡線沿線地域(東白川郡)ゆかりの古文書をシリーズ展として取り上げました。「阿武隈川流域の歴史と文化」は、八月三日から十一月二十四日までの会期で、阿武隈川サミット発足三十周年を記念し、阿武隈川およびその流域に関する史料を展示しました。「新公開史料展」は、十二月十四日から三月二十三日まで開催中で、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十五集に収録された県北ゆかりの「井筒平氏寄贈文書」「金子一郎氏寄贈文書」「福島大学明治期布達集(その一)」「安井健夫家文書(その一)」「高原庄一家文書(その一)」「国見町藤田区有文書(その三)」を紹介しています。

移動展では、九月六日から十月二日まで「江戸・明治の争論」を福島県立図書館で開催しました。九月二十一日には、福島を生きる講座「三百年にわたる土地争い―大沼郡桑原村と宮下村の入会争論―」を実施しました。また、十月二日から

十二月八日まで「佐久間家文書からみる森山の歴史」を国見町文化財センターあつかし歴史館で開催しました。十一月四日には、大木戸ふれあいセンターで関連講演「江戸後期に活躍した佐久間純重の足跡」を実施しました。

七月十四日の地域史研究講習会では、湯浅治久専修大学文学部教授による「寄進と売買からみた中世の社会」というご講演のほか、当館学芸員二名により東白川郡南郷地域の歴史に関する報告を行いました。

古文書講座は、八月二十日・二十七日・九月三日・十七日の四回実施し、「福島藩板倉家関係文書」明治・大正期の福島県庁文書」にある江戸時代の村の暮らしに関する古文書をテキストとして用いました。

資料閲覧については、新型コロナウイルス感染症による制約を解除しました。

福島県史料情報 第71号 令和7年2月25日

編集・発行 公益財団法人 福島県文化振興財団
福島県歴史資料館
〒960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195
URL https://www.fcp.or.jp/history/
E-mail history@fcp.or.jp